

事故発生時における行動様式

区分	番号	項目	報告・提出期限	内容等	関連規定等
工事受注者	①	事故の通報	直ちに	受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話及びFAX等により監督員に通報しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故速報
	③	事故速報	速やかに	受注者は、事故等が発生した場合、様式1の事故速報により速やかに監督員に報告しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故速報
	④	死傷病報告	遅滞なく	事業者は、労働者が労働災害により死亡、又は休業したときは、遅滞なく報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則 第97条 労働者死傷病報告
	⑤	事故報告書	速やかに	受注者は、発生した事故が事故報告の対象であると確認した場合、速やかに様式2の事故報告書により監督員に提出しなければならない。	工事等事故報告要領 4 事故報告
	⑧	データベース登録	事故発生後1ヶ月以内	受注者は、国土交通省所管国庫補助事業における事故にあつては、事故報告ウェブシステムに基づくインターネット利用による入力・報告を併せてしなければならない。	工事等事故報告要領 6 国土交通省所管補助事業における追加手続き
業務受注者	①	事故の通報	直ちに	受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話及びFAX等により監督員に通報しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故速報
	③	事故速報	速やかに	受注者は、事故が発生した場合、様式1の事故速報により速やかに監督員に報告しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故速報
	④	死傷病報告	遅滞なく	事業者は、労働者が労働災害により死亡、又は休業したときは、遅滞なく報告書を労働基準監督署長に提出しなければならない。	労働安全衛生規則 第97条 労働者死傷病報告
	⑤	事故報告書	速やかに	受注者は、発生した事故が事故報告の対象であると確認した場合、速やかに様式2の事故報告書により監督員に提出しなければならない。	工事等事故報告要領 4 事故報告
監督員（調査員）	②	事故の通報	直ちに	監督員は、事故等が死亡事故の場合、直ちに電話及びFAX等により事業所管課及び建設部技術管理課に通報しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故速報
	⑥	事故速報	速やかに	監督員は、事故発生後事故発生後速やかに、別紙様式1の「事故速報」により、事業所管課及び建設部技術管理課あてに報告しなければならない。	工事等事故報告要領 3 事故速報
		事故報告書	速やかに	監督員は、受注者より提出された報告書の記載内容について事実関係を確認し、事故報告書を別紙様式3と併せて事業所管課長及び建設部技術管理課長あてに報告しなければならない。	工事等事故報告要領 4 事故報告
	⑦	その他報告	速やかに	関係機関の長は、発生した事故が秋田県建設工事入札参加者指名停止基準の措置要件に該当すると認められる場合には、基準第10の規定に基づき基準様式第5号により建設部長（建設政策課建設業班）あて速やかに報告しなければならない。	工事等事故報告要領 5 その他関連要領等に規定する報告
	⑧	データベース登録	事故発生後1ヶ月以内	監督員は、国土交通省所管国庫補助事業における事故にあつては、事故報告ウェブシステムに基づくインターネット利用による入力・報告を併せてしなければならない。	工事等事故報告要領 6 国土交通省所管補助事業における追加手続き

用語の定義

直ちに	理由はどうあれ、すぐに行わなければならない。ただし、人命救助が最優先である。	
速やかに	できるだけ早く行わなければならない。	
遅滞なく	正当な理由、合理的な理由がない限り、すぐに行わなければならない。	
通報	休日・時間外であっても、必ず連絡を入れること。（電話、FAX、メール等）	
労働者	労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。 「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。	労働安全衛生法 第2条第2号 労働基準法第9条